

健全化法への対応について

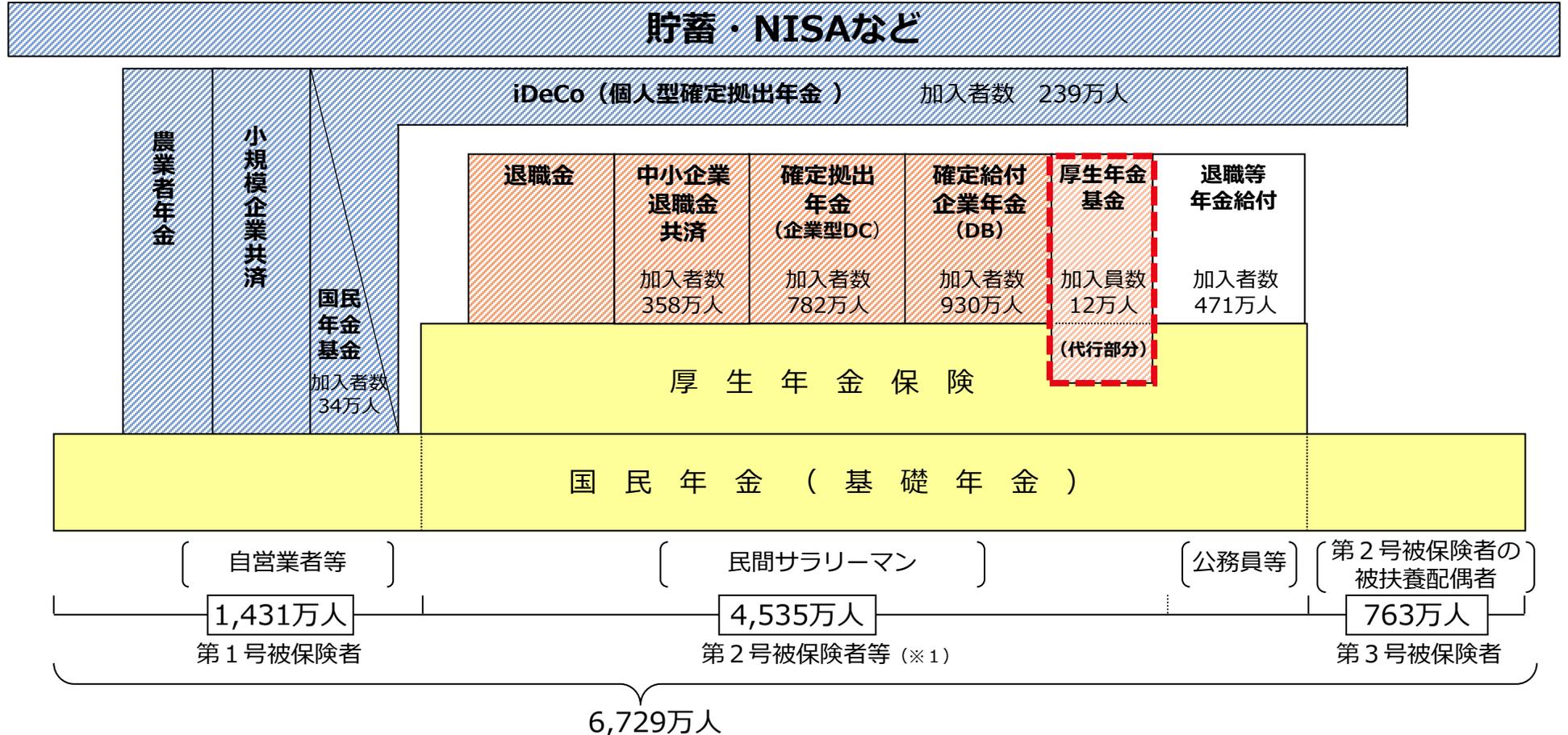
令和6年1月29日

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

厚生年金基金制度の沿革



- 退職給付・個人の資産形成という視点で見れば、企業年金・個人年金制度のほか、様々な仕組みがある。



※ 数値は、2022(令和4)年3月末時点。

※1 第2号被保険者等とは、厚生年金被保険者のことをいう(第2号被保険者のほか、65歳以上で老齢、または、退職を支給事由とする年金給付の受給権を有する者を含む。)

厚生年金基金制度の創設経緯

1. 議論の契機

- 昭和40年の厚生年金の大幅な給付改善（いわゆる「1万円年金」）に際し、これに伴う**保険料引き上げに反対する事業主側が国に納める保険料の一部に退職金原資を加えて自主的に運用する仕組みを提案**。（企業年金と厚生年金の負担の重複を調整する「調整年金」構想）

2. 社会保険審議会における審議（昭和38年1月～昭和39年4月）

〔厚生年金保険部会〕

- 代行方式による厚生年金基金制度の創設を盛り込んだ厚生年金保険法の改正案要綱を諮問
- 労使の意見対立は強く、併行答申となった。

〈被保険者側意見〉

調整年金に関しては厚生年金制度の基本に触れる問題でもあり、今後更に慎重に検討することとする。

〈事業主側意見〉

厚生年金の給付内容の大幅改善と、企業年金との調整措置とは不可分の関係にあり、従って本調整措置を前提としない給付改善は認めがたい。

〈公益側意見〉

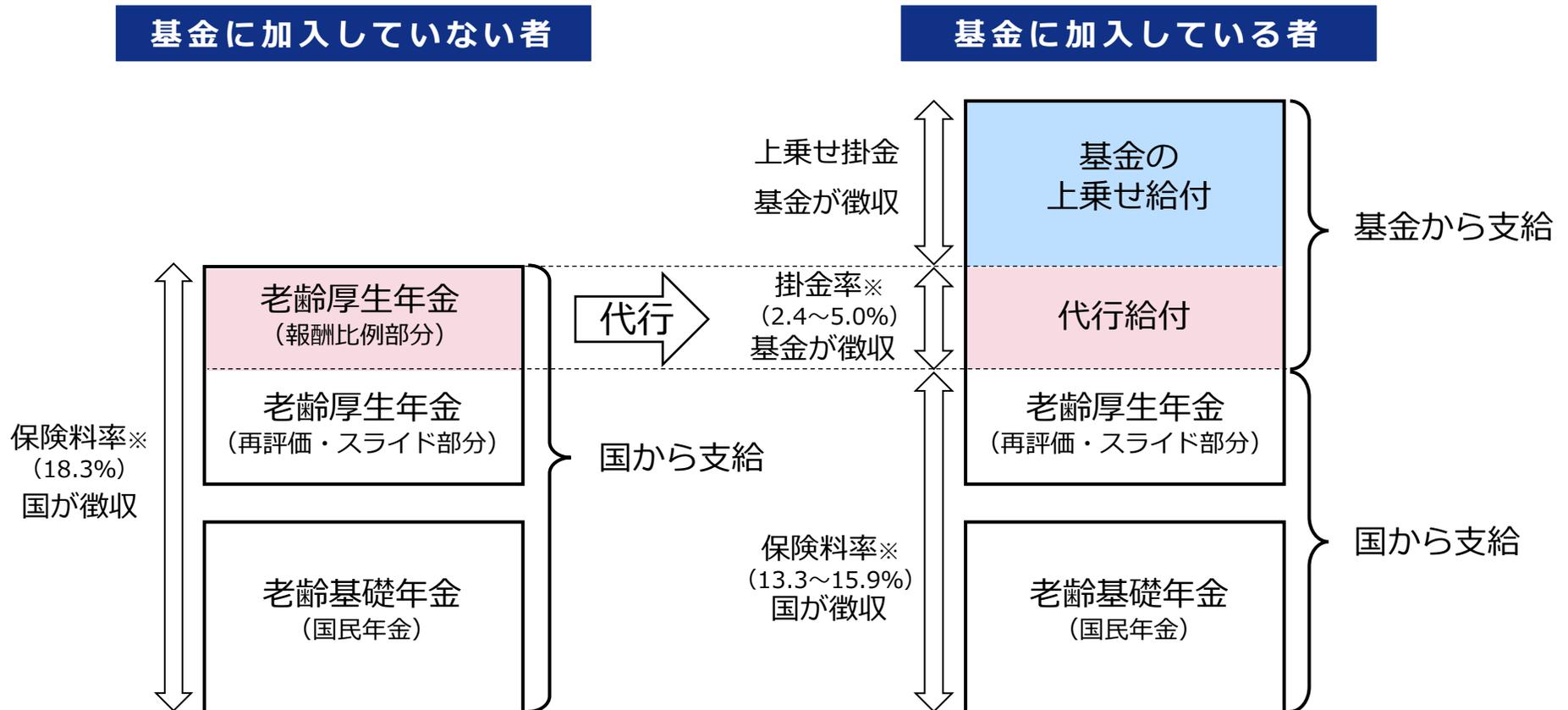
企業年金との調整問題が、労使間の基本的対立点として終始したことはまことに遺憾。

3. 国会審議（昭和39年4月～昭和40年6月）

- 社会保険審議会の答申を経て、昭和39年4月に厚生年金保険法の改正案を閣議決定。
- 昭和40年6月に成立。昭和41年10月に施行。

厚生年金基金の仕組み

- 公的年金である厚生年金の一部を国に代わって、厚生年金基金が代行給付を支給。代行給付に加えて、各基金ごとに独自の上乗せ給付を支給している。
- 代行給付及び上乗せ給付を支給するための費用として、厚生年金基金が事業主から掛金を徴収している。



※保険料・代行部分の掛金は、事業主と労働者で折半

厚生年金基金制度の概要

第1回社会保障審議会企業年金部会
2013年10月29日 参考資料1から作成

- 厚生年金基金は、従業員に対してより手厚い老後所得を保障することを目的として、企業が任意で設立する法人。
- 設立形態として、単独、連合、総合がある。

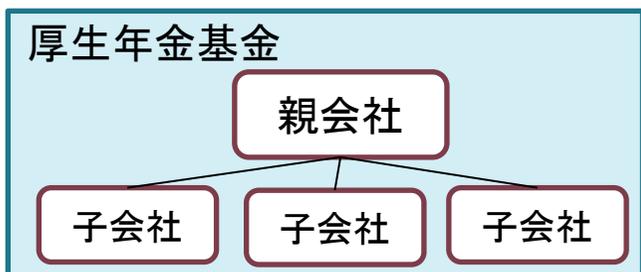
単独設立

- 1つの企業が単独で設立するもの
(設立時加入員規模1,000人以上)



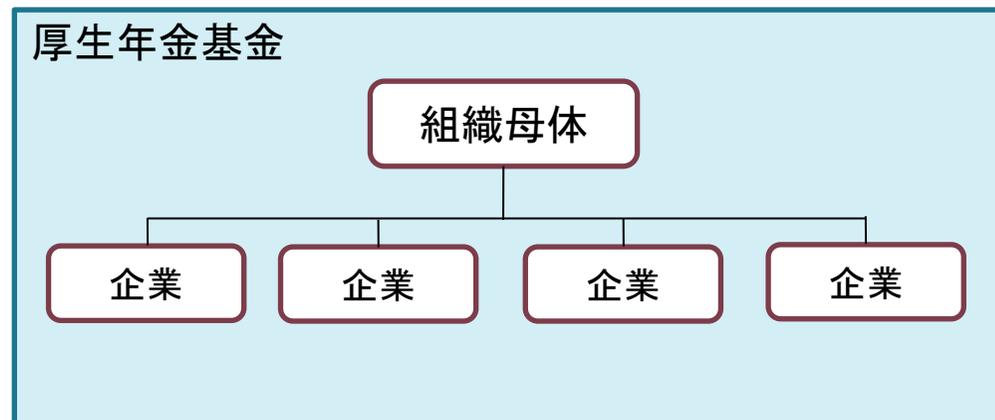
連合設立

- 企業グループなど、企業相互間に有機的連携性がある場合に共同で設立するもの
(設立時加入員規模1,000人以上)



総合設立

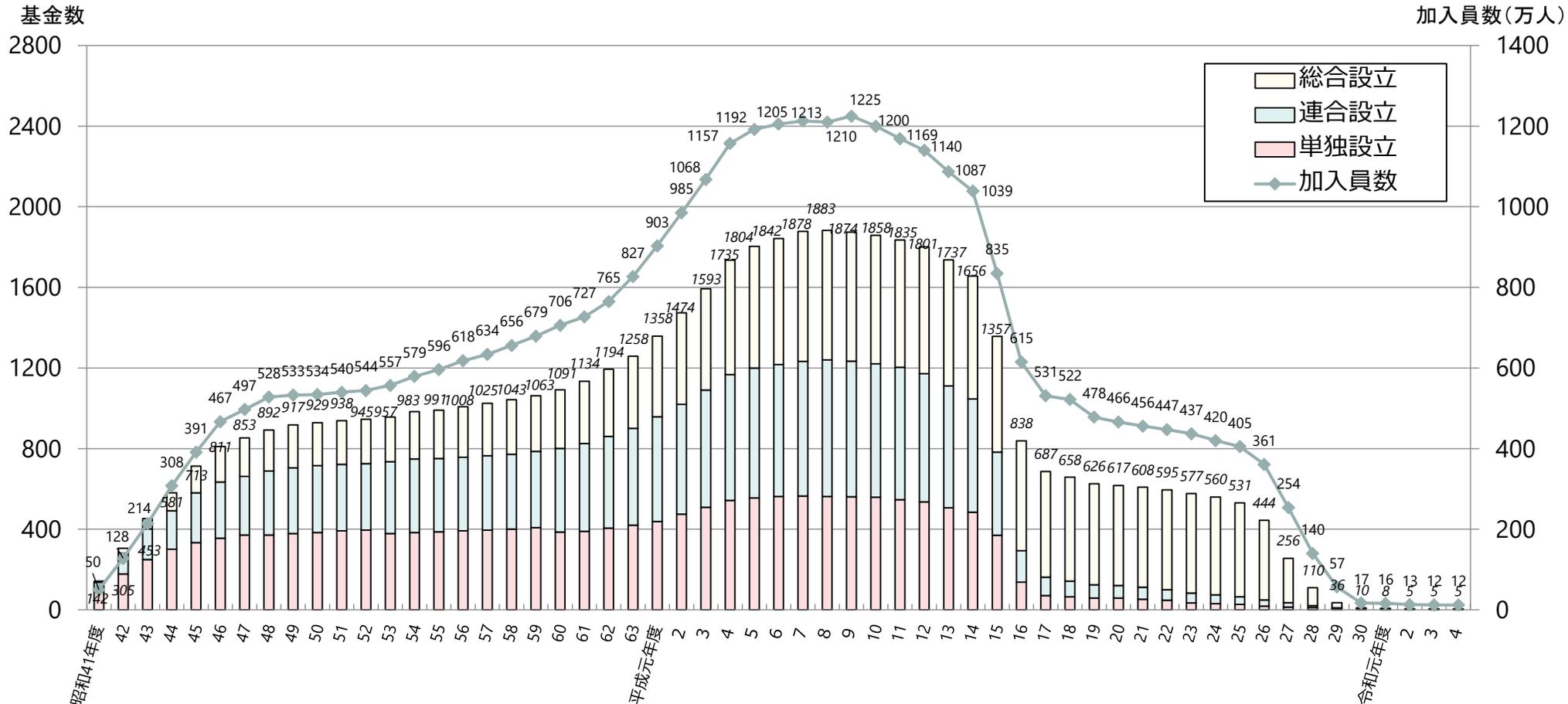
- 厚生年金基金を設立しようとする基金に対し統制力を有する組織母体または健康保険組合を中心に、共同で設立するもの
(設立時加入員規模5,000人以上)



※平成17年4月1日前に設立された厚生年金基金が合併・分割したことにより設立された厚生年金基金の設立時加入員規模の要件は、単独設立で500人以上、連合設立で800人以上、総合設立で3,000人以上

厚生年金基金加入者数と基金数

- 基金数は平成8年度に1883、加入員数は平成9年度に1225万人をピークとして、令和4年度には基金数5、加入員数12万人となっている。
- 平成16年度は基金数が大きく減るとともに、総合設立の基金の割合が高くなっている。



(出所) 企業年金連合会「企業年金に関する基礎資料」及び厚生労働省「厚生年金基金の財政状況等」等から作成

(注) 「単独設立」とは1つの企業が単独で設立するもの、「連合設立」とは、企業グループなど、企業相互間に有機的連携性がある場合に共同で設立するもの、「総合設立」とは、厚生年金基金を設立しようとする基金に対し統制力を有する組織母体または健康保険組合を中心に、共同で設立するものをいう。

代行制度の意義・役割と変遷①

1. 代行制度の意義

① 企業年金制度の普及

- ・ 代行制度は、公的年金である代行部分をベースとすることにより、基金給付の厚みを増すとともに、終身の年金給付という老後の所得保障としての実質を備えた企業年金の普及に大きな役割を果たした。

② 年金資産の効率的運用

- ・ 代行部分の積立金をプラスアルファ部分の積立金とあわせて市場運用することで、スケールメリットを生かしたより効率的な運用を可能にした。また平成12年度までは厚生年金等の年金積立金は財投預託が義務づけられていたため、基金が公的年金積立金の一部を市場で運用することで、運用の多様化が図られるという側面もあった。

③ 労使参加による基金運営

- ・ 代行制度が準公的性格を有することから、基金という特別法人がつくられ、労使参加による民主的運営が行われ、基金に対する信頼が得られてきた。

※ 平成8年6月「厚生年金基金制度研究会報告書」等に基づき記載。

2. 代行制度の普及を支えた枠組

① 免除保険料率の一律設定

- ・ 制度創設当初は、免除保険料率が全基金一律に設定されていたため、従業員の年齢構成が若く代行給付を免除保険料率以下で賄える基金は、「代行メリット」を享受することができた。

② 予定利率を上回る運用収益

- ・ 制度創設当初は予定利率は全基金一律に設定(5.5%)されていたが、予定利率を上回る運用収益（制度創設から20年間は毎年10%程度の運用利回り）があり、この利差益を給付改善等に充てるという「代行メリット」もあった。

③ 税制上の優遇措置

- ・ 代行制度の公的性格により、適格退職年金よりも優遇された税制上の措置が講じられた。

3. 代行制度の普及を支えた枠組の変化

① 免除保険料率の個別化（「代行メリット」の消失）

- ・基金数の増加に伴い、各基金の加入員の年齢構成が多様化し、免除保険料率では代行給付を賄えない基金が現れる一方、企業年金を持たない厚生年金被保険者等との公平性の観点から「代行メリット」への批判が高まり、免除保険料率を各基金の代行コストに応じて設定する「個別化」が平成8年度から実施された。

② 積立不足の発生（「代行デメリット」の発生）

- ・いわゆる「平成バブルの崩壊」後、経済・金融情勢は急速に悪化し、運用実績が予定利率を下回り利差損が発生するようになった。
- ・また、平均寿命の伸長（死亡率改善）による代行給付費の過去期間分の増加は、これまでは「代行メリット」があったため、利差益等により賄うことができたが、利差益の縮小や利差損の発生により、積立不足が発生し始めた。

③ 企業経営への影響

- ・企業会計基準の見直しにより代行部分も含めた年金債務が母体企業の財務諸表で認識されるようになり、この影響を受ける大企業を中心とする上場企業で「代行返上」が進んだ（特に平成15年から平成17年にかけて）。この結果、代行返上導入（平成14年度）後の厚生年金基金の大半は中小企業が集まってつくる「総合型」となった。
- ・総合型基金の母体企業の大半は不況業種であり、積立不足に伴う追加の事業主拠出が企業経営にも影響を与えるようになった。

4. 代行制度を取り巻く状況の変化

① 代行割れ問題の深刻化と総合型厚生年金基金の課題

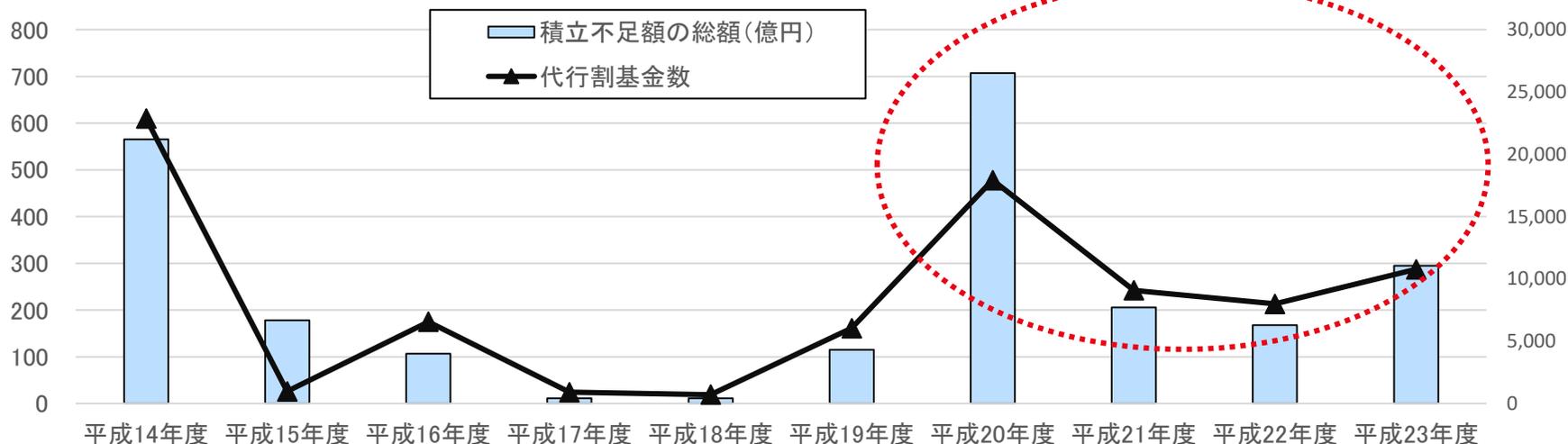
- リーマンショックによる運用環境の悪化の中で、厚生年金基金の「代行割れ」（保有資産が代行部分に必要な積立水準にも満たない状況）が深刻化し、公的年金の一部を基金が運用することのリスクが高まるとともに、AIJ問題（※）を契機として社会問題化した。

（※）AIJ問題とは、AIJ投資顧問株式会社が、虚偽の運用報告・虚偽の勧誘等を行った結果、多数の厚生年金基金等から委託された多額の年金資金が消失していた問題である。

- その際、同業種の複数事業主でつくる総合型基金において、制度創設時には企業年金の普及にプラスに作用していた「連帯」の考え方が、財政悪化による基金からの事業所脱退や解散の局面ではむしろマイナスに作用し、企業経営に大きな影響を与えていた。

（基金数）

代行割れ基金数及び積立不足額の推移



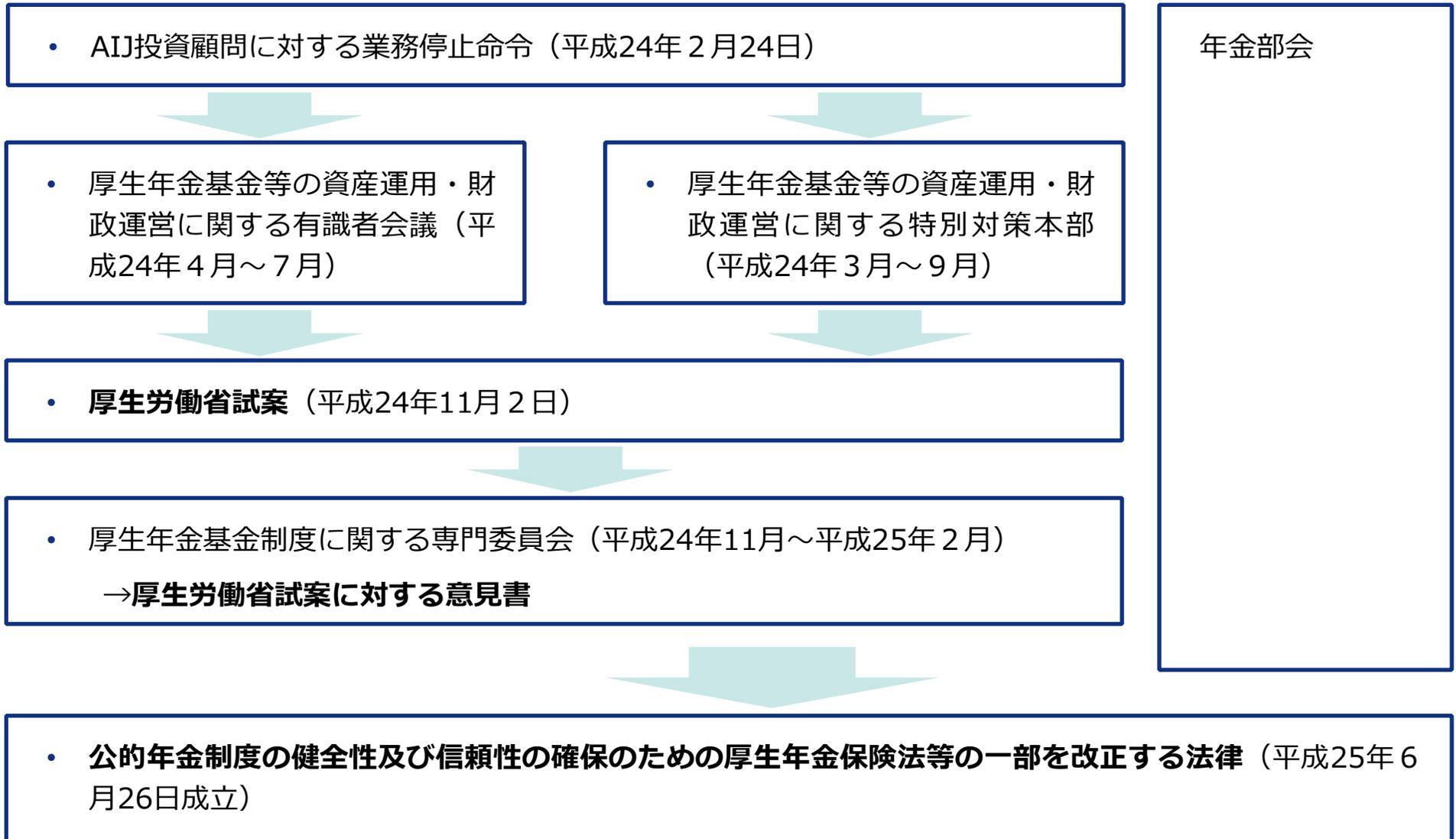
	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
基金数	1,656	1,357	837	687	658	626	617	608	595	577
代行割れ基金数	610	26	175	24	19	161	478	242	213	287
積立不足額の総額(億円)	21,202	6,666	3,993	428	406	4,320	26,507	7,702	6,289	11,058

（出所）厚生労働省調べ

健全化法当時の議論



当時の検討の背景・流れ



特例解散制度の見直し による「代行割れ問 題」への対応

- 代行割れ基金については、早期の解散を促す方向で、**現行（当時）の特例解散制度を見直す。（5年間の時限措置）**
 - ・ 分割納付に際しての事業所間の「連帯債務」の見直し。
 - ・ 母体企業の自己負担原則、厚生年金本体との財政中立を基本としつつ、一定条件の下に、**特例措置を拡大**。（納付期間の延長又は納付額の特例の拡大）
 - ・ 条件は客観的に設定し、第三者委員会で審査。

代行制度の見直し

- 代行制度は他の企業年金への移行を進めながら**10年間で段階的に縮小し、廃止**する。
- 併せて、**解散認可要件の緩和**や代行部分の債務計算方法の補正等を行う。

企業年金の持続可能性 を高めるための施策の 推進

- 企業の追加負担が少なく、運営コストの低い企業年金の選択肢を追加。
- 厚生年金基金から、他の企業年金等に移りやすくするための支援策**を提示。

「厚生年金基金制度に関する専門委員会」意見書（平成25年2月8日）のポイント

第14回社会保障審議会年金部会
2013年4月1日 資料1-2から作成

- 「代行割れ」の常態化。9割以上の基金で上乗せ給付の積立不足 ⇒ **代行制度の持続可能性は低い**
- 「代行割れ」問題は、**厚生年金本体の財政や不足分を負担する母体企業にとってリスク**
⇒ **早急な対応が必要**。代行割れを二度と起こさないようにするため、**基金の代行割れのリスクを厚生年金本体の財政から遮断する方策を制度的に担保することが必要**。

特例解散制度の見直しによる「代行割れ問題」への対応

- 分割納付時の**連帯債務外しなど、現行制度の見直しはやむを得ない**。
- 一方、特例措置の拡大については慎重意見多数。特に**納付額の特例の拡大は反対。納付期間の延長に留めるべき**。
- **特例解散制度は5年間で終了させ、再び導入することがないようにすべき**。

代行制度の見直し

- 10年間の移行期間において**代行制度を段階的に縮小し廃止するという試案の方向性については妥当であるという意見で概ね一致**。なお、少数意見として一定の基準を満たす健全な基金は存続させてもよいのではないかという意見もあった。
- 「**健全基金を残すべき**」という議論については、「**健全性**」の基準とこの基準を満たさなくなった時の**制度的な担保が必要で、安易な設定は「代行割れ予備軍」を将来に残すことになる**。
- 健全性の基準としては、以下のような条件が最低限必要。
 - ① 企業年金である以上、**解散した場合に上乗せ給付まで支払える資産を保有していることは当然**であり、
 - ② 金融市場のリスクが高まっている中で、**代行部分の資産を保全するためには、少なくとも代行部分の1.5倍を超える程度の積み立て水準が必要**。

企業年金の持続可能性を高めるための施策の推進

- 基金から他の企業年金制度への移行支援に当たっては、**中小企業が作りやすい制度設計、手続きの簡素化等に留意**すべき。
- 今後、公的年金と私的年金（企業年金、個人年金）の役割分担の在り方について議論していくべき。

公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の概要

第14回社会保障審議会年金部会
2013年4月1日 資料1-1から作成

- 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保を図るため、①厚生年金基金について他の企業年金制度への移行を促進しつつ、特例的な解散制度の導入等を行うとともに、②国民年金について第三号被保険者に関する記録の不整合期間の保険料の納付を可能とする等の所要の措置を講ずる

具体的な内容

- 厚生年金基金制度の見直し（厚生年金保険法等の一部改正）
 - 施行日以後は厚生年金基金の新設は認めない。
 - 施行日から5年間の時限措置として特例解散制度を見直し、分割納付における事業所間の連帯債務を外すなど、基金の解散時に国に納付する最低責任準備金の納付期限・納付方法の特例を設ける。
 - 施行日から5年後以降は、代行資産保全の観点から設定した基準を満たさない基金については、厚生労働大臣が第三者委員会の意見を聴いて、解散命令を発動できる。
 - 上乘せ給付の受給権保全を支援するため、厚生年金基金から他の企業年金等への積立金の移行について特例を設ける。

法律の成立

- 平成25年通常国会において審議が行われ、平成25年6月26日に成立した（施行は平成26年4月1日）。

国会における健全化法の議論①

国会での議論

【安倍総理答弁】

- 厚生年金基金は国の法律に基づき創設された制度であり、十分な積立金を持って適切に運用している基金まで強制的に廃止することは、問題が大きいものと考えます。このため、これらの基金については、自主的な移行を促しつつ、存続という選択肢を残したものであります。（平成25年5月10日 衆・本会議）

【田村厚労大臣答弁】

- まず、もう新しいものはつukらないということが前提の上で、そもそも、存続する基金、これはもう本則ではなくて、本則以外に書き込むわけでありませう。では、なぜ存続するものを認めるかというところ、ルールにのっとってしっかり国がつくった制度でやってこられたところを、ここを強制的にやめろということが本当に言えるかどうか、ここは我々も悩みました。といいますのは、スケールメリットで、運用を約束した利回りを乗せて支給するわけですから、もし代行部分がなくなれば、スケールメリットが出なければ、約束した金額を受給者に保障できなくなる可能性がある。国がつくった制度で、今もちゃんとルールを守っているのにそれをやめろと言うのは、やはりこれはなかなか厳しいかなという判断のもとで、残る道もこれはつくったわけでありませう。（平成25年5月17日衆・厚労委）

国会における健全化法の議論②

国会での議論

【田村厚労大臣答弁】

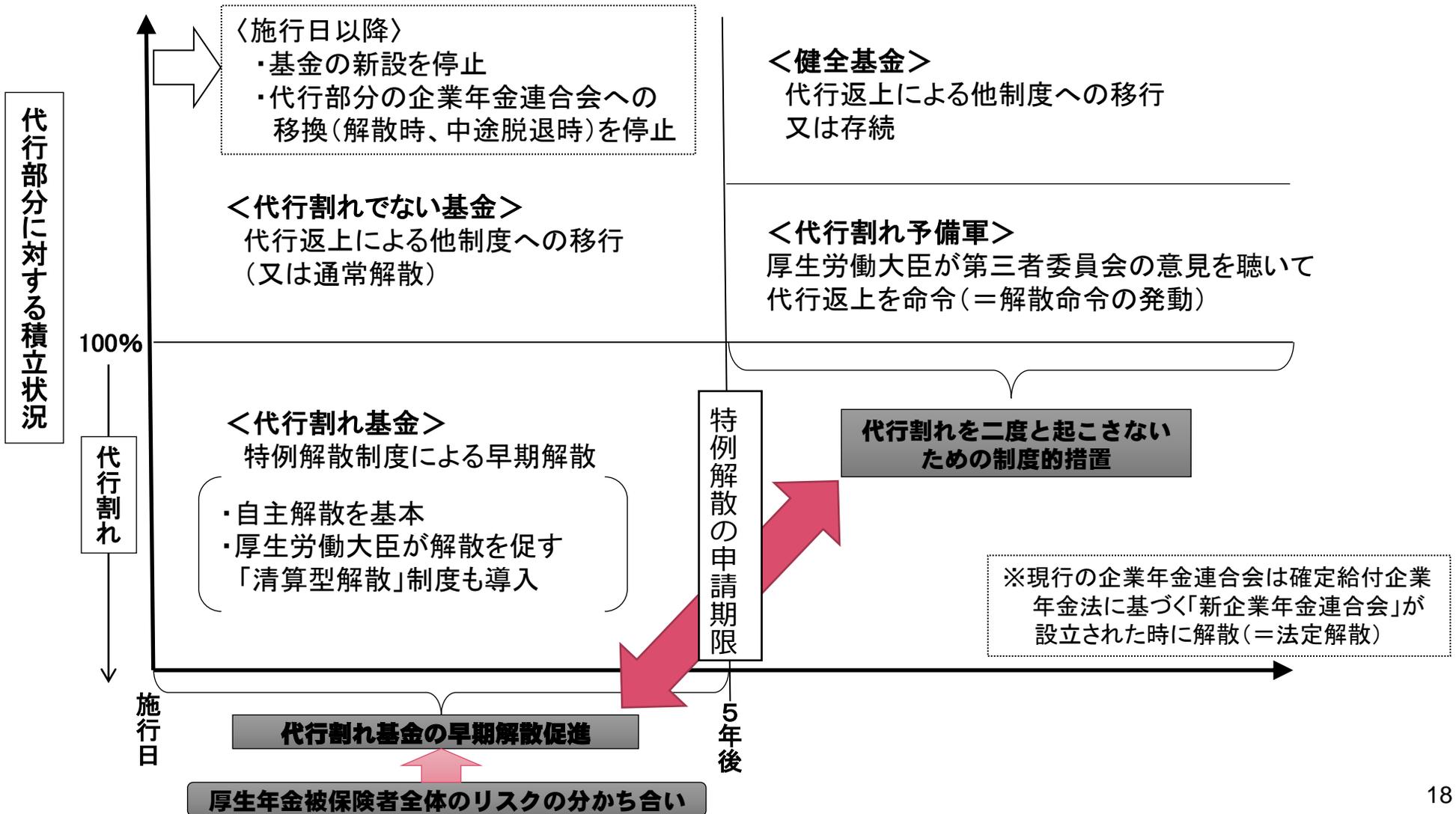
- ルールどおりにやってこられ、一定の財政の安定性がある基金、こういう基金が、仮に制度を突然やめたといって全部廃止ということになった場合に、そもそも、今受給をされておられる方々は、一定の約束において受給する金額が決まっておるわけでありまして。一方で、代行部分とそれから上乘せ部分、この二つで運用している、言うなればスケールメリットで運用利回りを出されておられる、そういう基金もあらわれるわけでございまして、仮に代行部分を全て強制的に返上ということになって、結果、三階部分だけで運用ということになれば、スケールメリットがきかない分だけ運用利回りが上がってこない、そういう可能性もあるわけでございます。

そういうことを考えた場合に、ルールどおりにやっておられて財政的に健全だと思われる、そんな基金までも強制的に廃止をさせる、解散をさせるということは、やはりこれは行政として無責任な行動になるのではないかということ、一定のルールのもとにおいて、財政的にこれならば大丈夫だというような基金に関しましては存続の道を残した。ただ、一方で、もう新しい基金はつくりませないわけでありまして、基本的には解散に向かって、特例解散等々をお願いしながら解散を奨励していくわけでございますから、この基金制度というものはだんだんなくなっていくであろうというふうに思っております。（平成25年5月17日 衆・厚労委）

- もし無理やりこれを解散させるということになった場合に、そもそも、そこからもらっておられる給付者の方々もおられるわけでありまして、その方々の財産権というものはあります。働いている方々の期待権というものもあるのかもわかりません。そういうものを公共の福祉と照らしても、厚生年金本体に迷惑をかけないということがかなりの確率で確かであるということであれば、そこから解散をさせて戻すとなれば、これは、公共の福祉とはやはり一線を画した中において、財産権の侵害というものを訴えられる、そういう訴訟リスクがあるのではないか、このように我々は認識したわけでありまして。（平成25年5月22日 衆・厚労委）

健全化法による厚生年金基金制度改革のプロセス

- 施行日から5年間 : 「代行割れ問題」に集中的に対処
- 施行日から5年後以降 : 「代行割れを未然に防ぐための制度的措置」を導入



(健全化法による方策 1) 代行割れ基金の早期解散のための方策

第14回社会保障審議会年金部会
2013年4月1日 資料1-2から作成

特例解散制度の見直し（施行後5年以内）

1. 分割納付の特例（代行割れ基金対象）

①事業所間の連帯債務外し、②利息の固定金利化、③最長納付期間の延長

2. 納付額の特例（代行割れ基金対象）

次のいずれか低い額とする。（＝現行（当時）特例と同じ）

①通常ルールで計算した額（平成11年9月までは5.5%、平成11年10月以降は厚年本体の実績利回りを用いて計算）

②基金設立時から厚年本体の実績利回りを用いて計算した額

※ 利回りは「期ずれ」補正後のものを用いることを原則とするが、補正せずに計算した額の方が低くなる場合は、当該額を用いることができる。

3. 解散プロセスについて

①自主解散を基本。厚生労働大臣が第三者委員会の意見を聴いて解散を促す「清算型解散」の仕組みを導入。

②第三者委員会における適用条件等の審査。適用条件は客観的に設定。

③特例解散の適用を受ける基金の受給者は申請（指定）時点以降、上乘せ給付を支給停止。

④申請（指定）以降、年金記録の整理等の事務に先行して代行資産を返還できる仕組みを導入。

解散認可基準の緩和

1. 代議員会における法定議決要件

代議員の定数の4分の3以上による議決 → 代議員の定数の3分の2以上による議決

2. 解散認可申請に際しての事前手続要件

全事業主の4分の3以上の同意 → 全事業主の3分の2以上の同意

全加入員の4分の3以上の同意 → 全加入員の3分の2以上の同意

3. 解散認可申請に際しての理由要件

母体企業の経営悪化等 → 撤廃

※ 代行返上の場合は、母体企業の経営悪化等の理由要件は課していない。

(健全化法による方策2) 代行割れを未然に防ぐための制度的措置の導入

第14回社会保障審議会年金部会
2013年4月1日 資料1-2から作成

基本的な考え方

- 代行割れ問題について、厚生年金被保険者全体のリスクの分かち合い（連帯債務外し等）をお願いしつつ、早期解決を図ることとしている。
- こうした改正について、厚生年金被保険者（約3400万人（当時））の理解を得るためには、代行割れを二度と起こさないための制度的措置を導入する必要がある。

具体的な仕組み

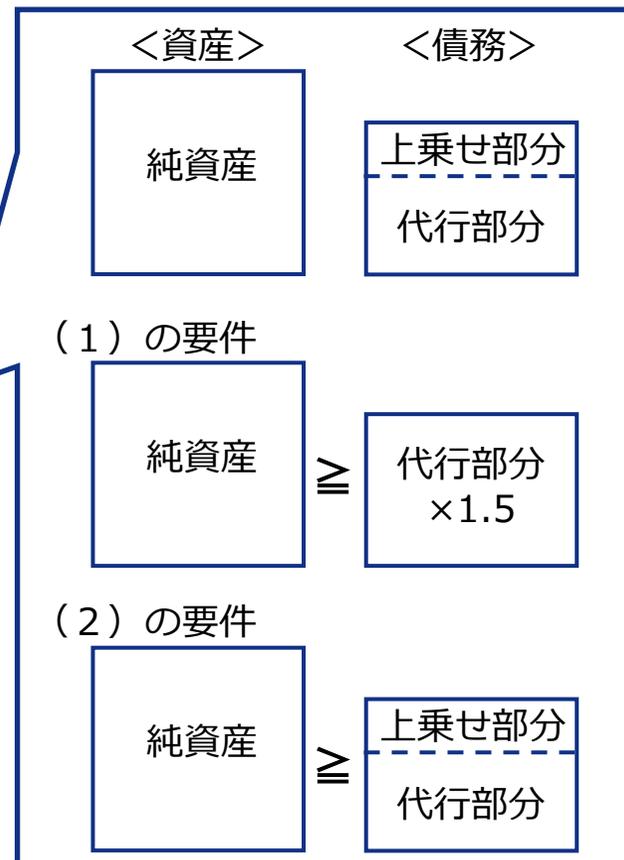
- 施行日から5年経過後（特例解散の終了時点）は、毎年度の決算において、以下のいずれかの要件を満たしている基金のみ存続できるとし、要件を満たさない基金に対しては、厚生労働大臣が第三者委員会の意見を聴いて解散命令を発動できることとする。

基準の考え方 = 「代行資産の保全」の観点から設定

- (1) 市場環境の短期変動による代行資産の毀損リスクを回避できる積立水準
【具体的基準】
 $\text{純資産（時価）} \geq \text{最低責任準備金（代行部分の債務）} \times 1.5$ (※)
- (2) 上乗せ部分の積立不足による代行資産の毀損リスクを回避できる積立水準
【具体的基準】
 $\text{純資産（時価）} \geq \text{決算日までの加入期間に見合う「代行+上乗せ」の債務（=非継続基準による要積立額）}$

※1.5の根拠・・・以下のデータ（当時）に基づき設定

- ①過去12年間の全基金の決算データでは1～2年の市場環境の変化によっても代行割れしない積立水準は代行部分の1.5倍以上。
- ②今後5年間の運用リスクに対して代行割れを1%未満に抑えるために必要な積立水準は代行部分の1.6倍以上。（保険会社の健全性基準の考え方を参考）



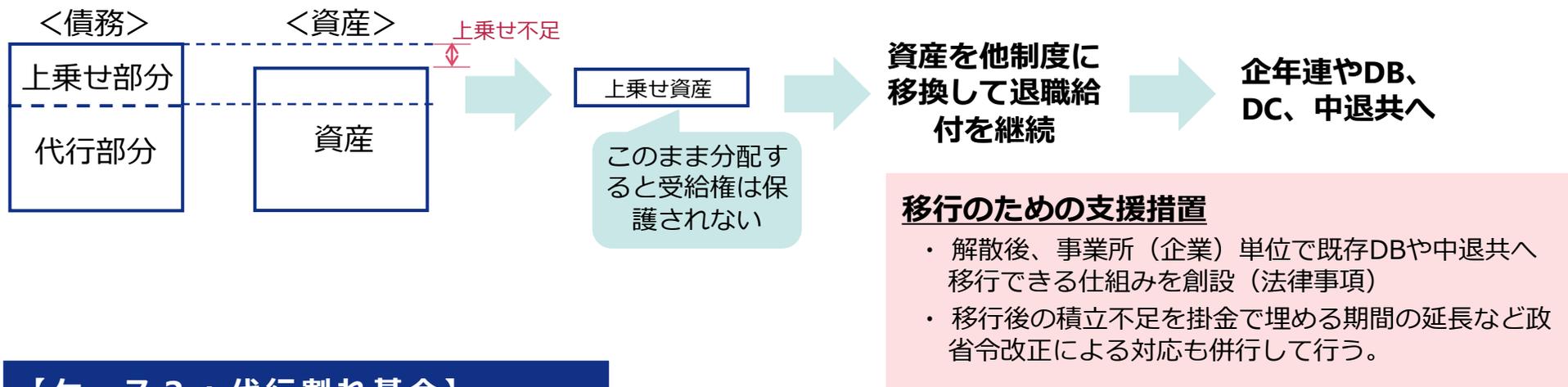
(健全化法による方策3) 上乗せ部分の受給権を保全するための措置

第14回社会保障審議会年金部会
2013年4月1日 資料1-2から作成

厚生年金基金が解散した場合の基本ルール

- ①代行給付 → 必ず保全されること（厚生年金本体が支給）
- ②上乗せ給付（3階部分） → 残余財産の範囲内で分配（又は企業年金連合会に移換）

【ケース1：代行割れはしていないが、上乗せ部分は積立不足である基金】



【ケース2：代行割れ基金】



健全化法施行後の厚生年金基金の解散・代行返上の状況

- 平成25年度末時点では531あった基金のうち、平成26年度から令和4年度末の間に、解散した基金が410、代行返上を行った基金が118あった結果、令和4年度末の存続厚生年金基金数は5となっている。

※存続する5つの基金のうち1つは代行返上を予定している。

年度	解散基金数		代行返上基金数	存続基金数
		うち特例解散基金数		
平成25年度	—	—	—	531
平成26年度	74	28	13	444
平成27年度	175	30	15	256
平成28年度	110	25	36	110
平成29年度	41	3	33	36
平成30年度	10	1	16	10
令和元年度	0	0	2	8
令和2年度	0	0	3	5
令和3年度	0	0	0	5
令和4年度	0	0	0	5
合計	410	87	118	

※ 平成27年4月1日付及び平成27年6月1日付でそれぞれ1基金が分割設立している。

※ 存続基金数は年度末現在の数値である。

法施行後5年経過後の財政運営について

- 代行資産保全の観点から、従来の報告等に加え、以下のとおりモニタリングを強化。
- 参・厚労委附帯決議でも、基金の資産状況等に対する従来以上のモニタリングが求められている。

モニタリングの強化

※法施行後、順次適用。(①②は平成26年4月1日、③④は平成31年4月1日からの適用。)

モニタリングを強化



- ①各月末における最低責任準備金と純資産の額
- ②各四半期末における資産の時価評価額とその構成割合
- ③各四半期末における母体企業の経営の状況
- ④業務委託先に所属していない年金数理人による財政診断の実施

四半期業務報告書の
提出時に併せて報告



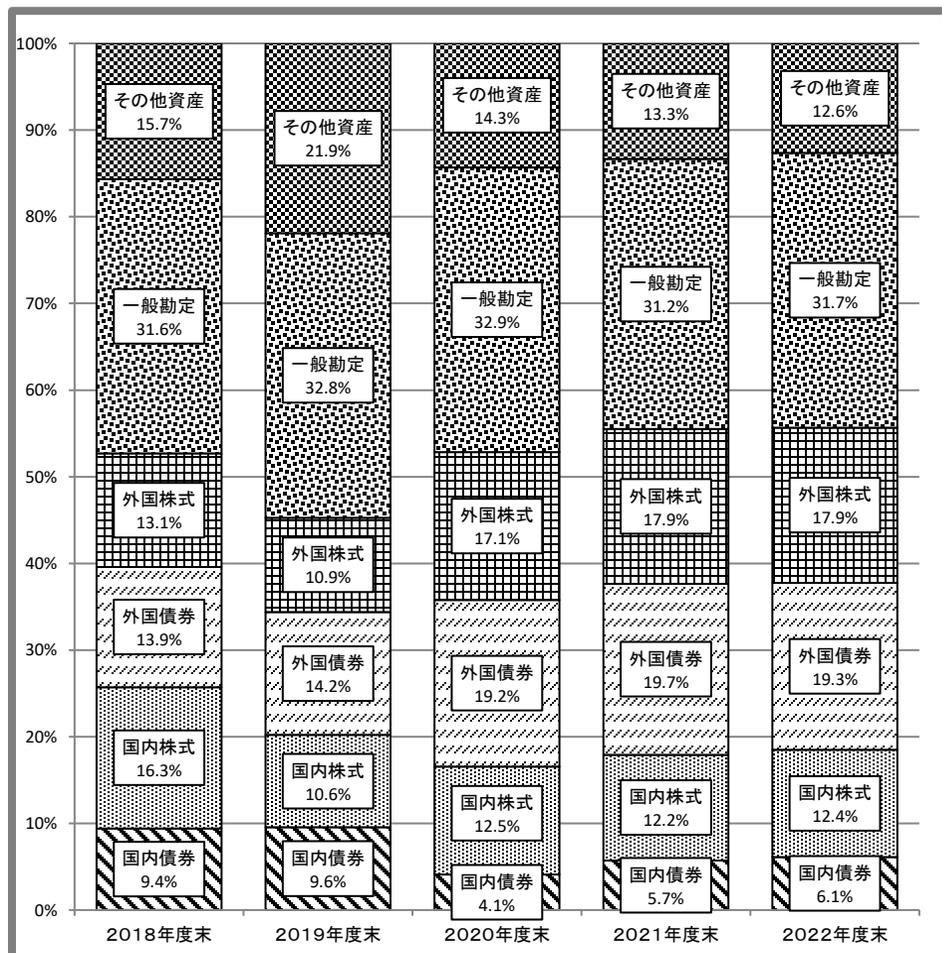
平成25年6月18日 参・厚労委附帯決議 四

『代行給付に必要な資産を有している厚生年金基金が今後代行割れを起こすことのないよう、従来以上に基金の資産状況等に対してモニタリングを実施し、基金が加入員、厚生年金被保険者等に対する情報開示を積極的に行うよう促すなど、適切な対応を行うこと』

モニタリングの状況

- 健全化法施行後、個別基金ごとに報告される業務報告書を確認する等により、モニタリングを行ってきた。

①資産構成割合の推移



②収益率（修正総合利回りまたは時間加重収益率）の分布の推移（資産全体）

	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
2%以上	3	0	5	5	0
0%～2%未満	4	0	0	0	2
▲2%～0%未満	3	3	0	0	2
▲2%未満	0	5	0	0	1

厚生年金本体の利回りは、2018年度は1.43%、2019年度はマイナス5.00%、2020年度は23.96%、2021年度は5.16%、2022年度は1.42%である。

③母体企業の経営状況

厚生年金基金の業務報告書において、四半期ごとに母体企業の掛金納付状況及び母体企業の四半期毎の財務諸表等により、母体企業の経営状況について報告させている。

（母体企業の経営状況で報告させているものの一例）

- ・ 母体企業の掛金納付状況
- ・ 直近の財務諸表による母体企業の経営状況（業務純益、経常収益など）

なお、存続を希望している基金について、母体企業の経営状況は、各業態により報告する内容は異なるが、経常利益等の利益が黒字である、掛金の滞納状況はないなど、いずれの基金においても懸念点の報告はされていない。

健全化法附則第 2 条への対応について



健全化法附則の検討規定

健全化法

- 平成26（2014）年4月1日に施行された健全化法^{（※）}により、厚生年金基金の新設を認めないこととし、その自主的な解散を促進するため、5年間の時限措置として特例解散制度の見直しなどを実施した。
※ 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成25年法律第63号）
- 健全化法附則第2条で、同法の施行から10年を経過する日（令和6（2024）年3月31日）までに、存続厚生年金基金の解散等について検討し、速やかに必要な法制上の措置を講ずるものとされている。

【参照条文】健全化法の附則

（法制上の措置等）

第二条 政府は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）から起算して十年を経過する日までに、存続厚生年金基金が解散し又は他の企業年金制度等に移行し、及び存続連合会が解散するよう検討し、速やかに必要な法制上の措置を講ずるものとする。

基金数の推移

- 健全化法の施行後、厚生年金基金の解散や代行返上が進み、令和5（2023）年3月末で5基金となった。

（各年3月末）	H26.3	H27.3	H28.3	H29.3	H30.3	H31.3	R2.3	R3.3	R4.3	R5.3
基金数	531	444	256	110	36	10	8	5	5	5
加入者数（万人）	408	363	254	139	57	16	15	12	12	12

健全化法附則第2条の経緯

- 法案提出時には厚生年金基金に係る検討規定はなかったが、議員修正により検討規定が追加された。

修正案（可決）	法案提出時
<p>（法制上の措置等）</p> <p>第二条 政府は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）から起算して十年を経過する日までに、<u>存続厚生年金基金が解散し又は他の企業年金制度等に移行し、及び存続連合会が解散するよう検討し、速やかに必要な法制上の措置を講ずるものとする。</u></p> <p>2 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行の状況を勘案し、この法律により改正された国民年金法の規定に基づく規制の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。</p>	<p>（検討）</p> <p>第二条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行の状況を勘案し、この法律により改正された国民年金法の規定に基づく規制の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。</p>

国会での議論

【上川陽子議員答弁】（参・厚労委において、衆議院における法案修正の理由を説明）

- 衆議院におきましては、存続基金の5年後以降の扱いをめぐる多くの議論がございました。**厚生年金基金制度は歴史的な役割を終えており、時代の流れの中で制度としてフェードアウトしていくということについての認識は一致したものの、個々の基金については他制度への移行や解散を強制的に行うべきか、個々の基金の自主性を尊重するべきかにつきましては意見が分かれまして。**このため五党間で真摯に協議を行いまして、「政府は、この法律の施行の日から起算して十年を経過する日までに、存続厚生年金基金が解散し又は他の企業年金制度等に移行し、及び存続連合会が解散するよう検討し、速やかに必要な法制上の措置を講ずるものとする。」との合意が形成されたことから、本法案の修正を行うこととしたところでございます。（平成25年6月13日 参・厚労委）

【田村厚労大臣答弁】（参・厚労委において、「検討し、」の解釈に関する質問に対する答弁）

- 御修正をいただいたわけでありまして、衆議院において。これにこういうような修正が入りましたので、**今後この本修正、これに関する議論を踏まえた上で適宜適切に対応してまいりたい、このように思っております。**（平成25年6月13日 参・厚労委）

厚生年金基金の積立状況（令和4年度末時点）

- 令和4年度末の積立状況を見ると、
 - ・ 存続する5つの基金の全てにおいて、存続要件を満たしている（最低積立基準額を超えている又は最低責任準備金の1.5倍を超えている）。
 - ・ 同様に、全ての基金において継続基準を満たしている（責任準備金を超えている）。
 - ・ 4つの基金において最低積立基準額に基づく非継続基準を満たしていないが、必要に応じて積立水準の回復に向けて追加拠出を実施している状況。
- このように、存続する各基金の財政はいずれも適正に運営されている状況。

（単位：いずれの表も基金数）

	継続基準		非継続基準 (最低責任準備金との比較)
純資産額が責任準備金以上である基金	5	純資産額が最低責任準備金の1.5倍以上である基金	5
純資産額が責任準備金未満である基金	0	純資産額が最低責任準備金の1.5倍未満である基金	0

	非継続基準 (最低積立基準額との比較)
純資産額が最低積立基準額以上である基金	1
純資産額が最低積立基準額未満である基金	4
最低積立基準額の90%以上	0
最低積立基準額の80%以上90%未満	3
最低積立基準額の80%未満	1

（出所）継続基準及び最低積立基準額との比較については、厚生労働省年金局「厚生年金基金の財政」より、最低責任準備金との比較については、厚生労働省年金局調べ。

各厚生年金基金へのヒアリング結果

- 存続する5つの基金のうち1つは代行返上を予定している。残りの4つの基金に対し年金局においてヒアリングを行ったところ、いずれも引き続き存続したい意向を示している。

【今後の基金の方針について】

- 存続基準を満たしており、基金運営上特に大きな問題もないため、解散をする必要も他の制度へ移行する必要もないと考えている。
- 予定利率の引下げ、給付設計の見直し、GPIFを意識した資産構成比への適宜見直しなど、制度の持続可能性を高める取組を行っており、解散等は考えていない。
- 健全化法は健全なところを残すためのものであると考えており、解散等は考えていない。

【基金の解散、または他の制度への移行に当たっての懸念点について】

- 代行部分があることにより、資産規模が増加することにより、運用における選択肢が広がっている。
- 健全な状況にもかかわらず制度が終了して、代替制度がない場合、加入者や受給者の理解が得られるか懸念がある。
- 制度移行した場合、世代間で制度の公平さが保てなくなる恐れがある。
- 相互扶助の精神から、上乘せ部分についても労使がともに掛金を拠出することとしているが、確定給付企業年金制度では、加入者が掛金を負担する場合は本人の同意が必要であり、本人が掛金を負担しないことを申し出た場合は負担しない扱いとなる。
- 確定給付企業年金制度では、財政再計算ごとに掛金が見直されるが、掛金を労使折半として終身年金を行う場合、死亡率が改善するなどにより掛金が増加した場合であっても、加入者からの個別同意を得ないと加入者負担分の掛金を引き上げられない。
- 確定給付企業年金制度では、現在受けている税制と異なることとなるが、それが加入者等の合意が得られるか懸念がある。
- 制度が終了した場合、代行部分については、これまでの基金の支払から日本年金機構の支払いになるが、支払日の変更されるなどの影響があり、十分な周知・広報が必要となる。

厚生年金基金と確定給付企業年金におけるそれぞれの加入者掛金

- 厚生年金基金においては、加入員と事業主がそれぞれ掛金の半額を負担する扱いになっており、規約の定めるところにより、事業主の負担割合を増加することができる取扱いとなっている。
- 確定給付企業年金においては、加入者は掛金の一部を負担することができる扱いになっているが、その場合は当該加入者の同意を得ることが必要となっている。

厚生年金基金

厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）

（掛金）

第百三十八条 基金は、基金が支給する年金たる給付及び一時金たる給付に関する事業に要する費用に充てるため、掛金を徴収する。ただし、政令で定める場合にあつては、この限りでない。

2 掛金（中略）は、老齢年金給付の額の計算の基礎となる各月につき、徴収するものとする。

3～6 （略）

（掛金の負担及び納付義務）

第百三十九条 加入員及び加入員を使用する設立事業所の事業主は、それぞれ掛金（前条第五項又は第六項の規定により徴収する掛金を除く。次項において同じ。）の半額を負担する。

2 基金は、前項の規定にかかわらず、政令で定める範囲内において、規約の定めるところにより、設立事業所の事業主の負担すべき掛金の額の負担の割合を増加することができる。

3～8 （略）

確定給付企業年金（DB）

確定給付企業年金法（平成13年法律第50号）

（掛金）

第五十五条 事業主は、給付に関する事業に要する費用に充てるため、規約で定めるところにより、年一回以上、定期的に掛金を拠出しなければならない。

2 加入者は、政令で定める基準に従い規約で定めるところにより、前項の掛金の一部を負担することができる。

確定給付企業年金法施行令（平成13年政令第424号）

（加入者が掛金の一部を負担する場合の基準）

第三十五条 法第五十五条第二項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

一 加入者が負担する掛金の額が当該加入者に係る法第五十五条第一項に規定する掛金の額の二分の一を超えないこと。

二 加入者が掛金を負担することについて、厚生労働省令で定めるところにより、当該加入者の同意を得ること。

三 掛金を負担している加入者が当該掛金を負担しないことを申し出た場合にあつては、当該掛金を負担しないものとする。

四 （略）

※ 厚生年金保険法は、健全化法附則第5条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法である。

健全化法附則第2条への対応について

論点

- 厚生年金基金制度においてかつて発生した「代行割れ問題」は、早期解決を図るべく健全化法において時限的に導入した特例解散制度等によって自主的な解散や他制度への移行が促され、健全化法施行後5年経過時点で解消に至っている。
- また、健全化法施行から5年経過以降は、代行割れを未然に防ぐための措置として導入した存続基準が適用されることによって、当該基準を十分に満たす財政状況の健全な基金のみが存続できる仕組みとなっており、残った5基金において代行割れが懸念される状況にはない。
- 健全化法の施行から10年が経過するところ、
 - 健全化法制定当時の議論
 - 現存する基金の財政状況やヒアリング結果
 - 現存する基金を存続させる場合の懸念点（異なる制度を管理することによる行政コスト等）
 - 現存する基金を廃止させる場合の懸念点（財産権等を侵害するリスク等）などを踏まえ、今後の対応についてどのように考えるか。

参考

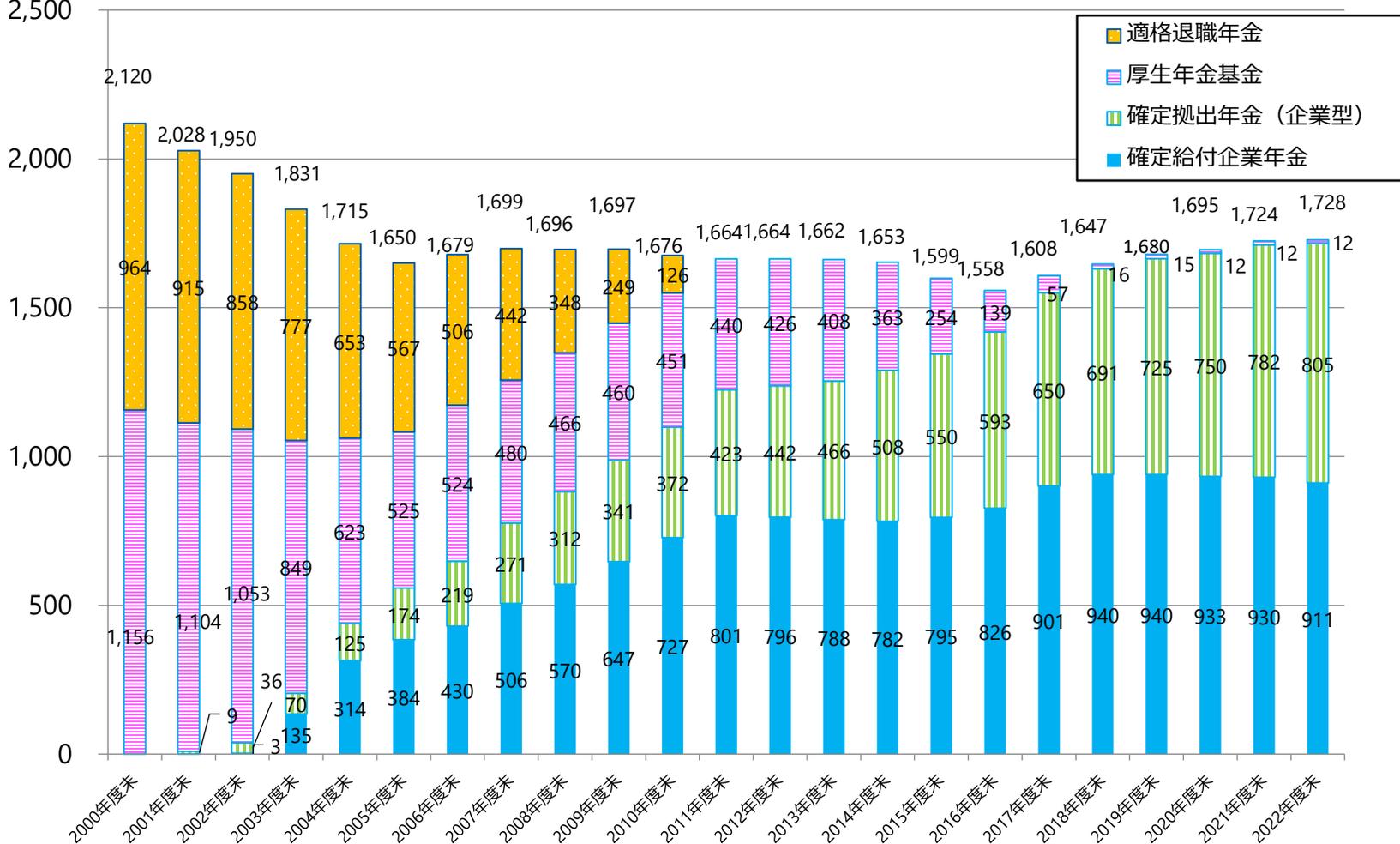


企業年金の加入者数の推移

第10回社会保障審議会年金部会、
第30回社会保障審議会企業年金・個人年金部会
合同開催 2023年12月11日 資料2

- 長らく企業年金の中核を担ってきた適格退職年金・厚生年金基金から、制度の中心は、確定給付企業年金（D B）・企業型確定拠出年金（企業型DC）に移行。

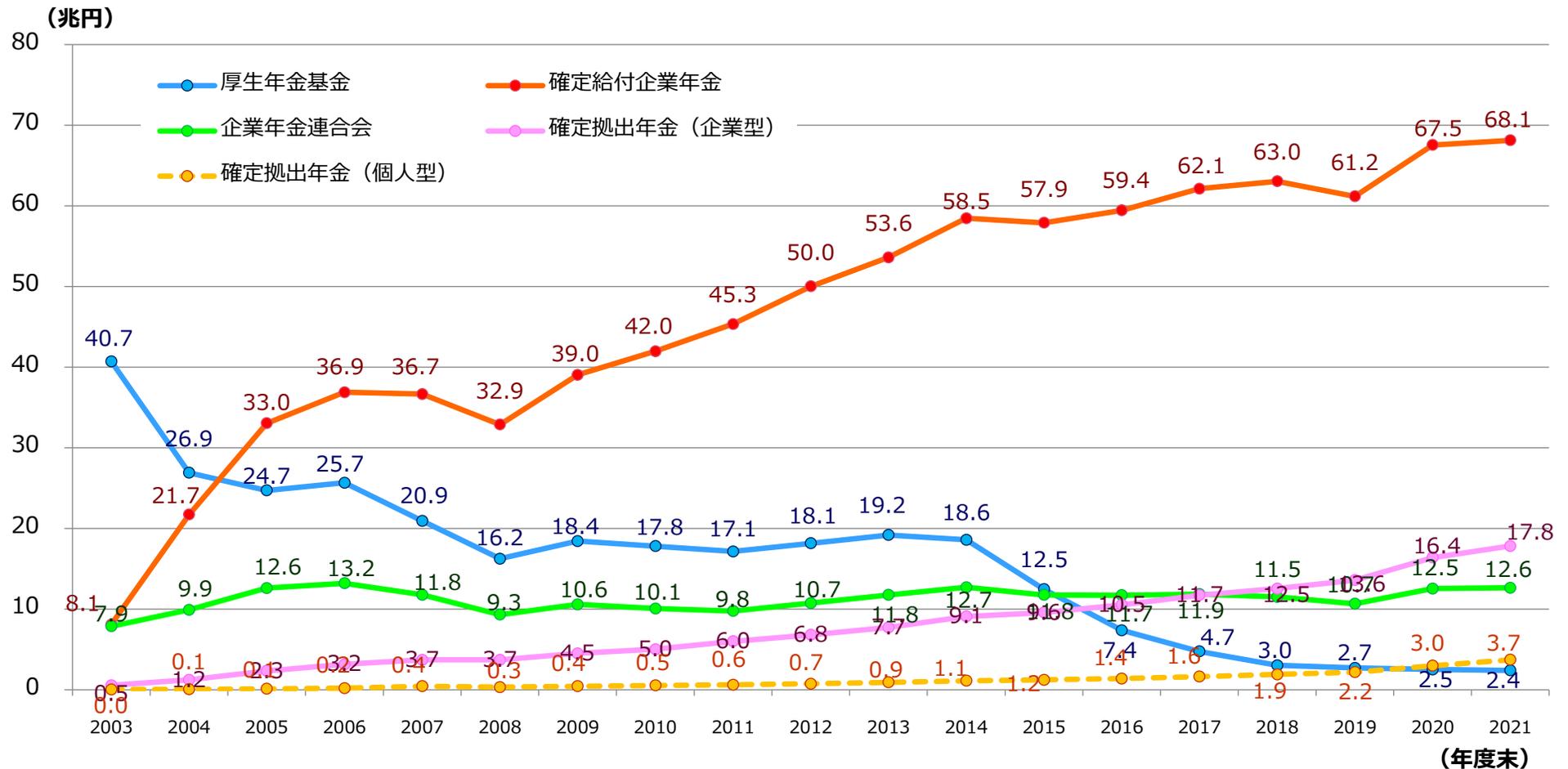
加入者数(万人) 2,500



(出所) 適格退職年金・厚生年金基金・確定給付企業年金：生命保険協会・信託協会・JA共済連「企業年金(確定給付型)の受託概況」(2010年度末分までは「企業年金の受託概況」)
 確定拠出年金：運営管理機関連絡協議会「確定拠出年金統計資料」
 ※2022年度末時点は運営管理機関連絡協議会・生命保険協会・信託協会「確定拠出年金(企業型)の統計概況」、「企業年金(確定給付型)の受託概況」による速報値。

確定給付企業年金（DB）・確定拠出年金（DC）の資産残高の推移

- 確定給付企業年金（DB）の資産残高68.1兆円、企業型確定拠出年金（企業型DC）の資産残高17.7兆円、個人型確定拠出年金（個人型DC）の資産残高3.6兆円となっている。



(出所) 企業年金連合会「企業年金に関する基礎資料」・「年金資産運用状況」、運営管理機関連絡協議会「確定拠出年金統計資料」、国民年金基金連合会「iDeCo(個人型確定拠出年金)の制度の概況」(2021年度末数値のみ)

信託協会・生命保険協会・JA共済連「企業年金の受託概況」、運営管理機関連絡協議会・信託協会・生命保険協会「確定拠出年金(企業型)の統計概況」

企業年金・個人年金に係る税制

		厚生年金基金		確定給付企業年金 (DB)		企業型確定拠出年金 (企業型DC)		個人型確定拠出年金 (個人型DC (iDeCo))	
拠出時	事業主	全額損金算入	事業主掛金	全額損金算入	事業主掛金	全額損金算入	事業主掛金	全額損金算入	事業主掛金(※)
	従業員	社会保険料控除	加入員掛金	生命保険料控除	加入者掛金	小規模企業共済等掛金控除	加入者掛金(※)	小規模企業共済等掛金控除	加入者掛金
						(※) マッチング拠出			
運用時 (※)		代行部分の3.23倍超の部分に対し特別法人税課税 (1.173%)	運用益 事業主掛金 加入員掛金 <small>代行部分の3.23倍</small>	積立金(加入者掛金分を除く。)に対し特別法人税課税 (1.173%)	運用益 事業主掛金 加入者掛金	積立金に対し特別法人税課税 (1.173%)	運用益 事業主掛金 加入者掛金	積立金に対し特別法人税課税 (1.173%)	運用益 事業主掛金 加入者掛金
給付時	年金	雑所得として課税【公的年金等控除】	運用益 事業主掛金 加入員掛金	加入者掛金分を除き雑所得として課税【公的年金等控除】	運用益 事業主掛金 加入者掛金	雑所得として課税【公的年金等控除】	運用益 事業主掛金 加入者掛金	雑所得として課税【公的年金等控除】	運用益 事業主掛金 加入者掛金
	一時金	退職所得として課税【退職所得控除】	加入員掛金	加入者掛金分を除き退職所得として課税【退職所得控除】	加入者掛金	退職所得として課税【退職所得控除】	加入者掛金	退職所得として課税【退職所得控除】	加入者掛金

(※) 特別法人税については、2025(令和7)年度末まで、課税停止措置が延長されている。

部分が課税対象